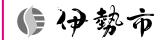


マ情報に 感染者に関する情報などについて、憶測によるデマや誤った情報の拡散がインターネットやSNS などで見受けられます。国・県・市などの公的機関が発する最新の正確な情報を参考に、引き続き冷静な判断・行動をお願いします。 伊勢市新型コロナウイルス感染症関連情報 ➡



令和2年5月18日現在



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ(\vertical)

相談窓口などのご案内をいたします。詳しくは、それぞれの問い合わせ先へお願いします。

| 種別              | 内 容  | 対 象  | 問い合わせ先  |  |  |
|-----------------|--|--|---|--|--|
|                 | 追加 特別定額給付金<br>1人につき10万円を支給します。<br>※オンライン申請は受付中です。世帯主のマイナンバーカードでマイナポータルから申請してください。            | ・令和2年4月<br>27日現在、市<br>の住民基本台<br>帳に記録され<br>ている人 | 市役所特別定額給付金対策室<br>☎ 0596-21-5719<br>※郵送された申請書で、同封の返信用封筒に<br>て申請をお願いします。  |  |  |
|                 | 追加 持続化給付金<br>感染症拡大により、大きな影響を受ける事<br>業者に、事業全般に広く使える給付金を支給<br>します。                             | ・企業<br>・個人事業主                                  | 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 (IP電話など)☎03-6831-0613 (受付時間)平日・休と 8:30~19:00  |  |  |
|                 | 追加 宿泊予約延期協力金<br>ゴールデンウイークからの予約の延期・キャンセルした場合に支給します。   | ・企業<br>・個人事業主                                  | 三重県雇用経済部内・協力金相談窓口<br>☎059-224-2520<br>(受付時間)平日 9:00~17:00<br>※申請受付は6月5日(金)まで。   |  |  |
|                 | 追加 三重県への来県延期協力金<br>(屋外体験施設)<br>三重県緊急事態措置の実施時期において、<br>予約の延期など、ご協力いただいた場合に支<br>給します。          | ・企業<br>・個人事業主                                  | ①遊漁船業を営む事業者 ☎059-224-2778<br>②山小屋を営む事業者、自然体験の観光客を<br>受け入れている事業者 ☎059-224-2782<br>③釣り堀・浜洲休憩所・ダイビング・キャン<br>プ場・民泊・ゴルフ場を営む事業者<br>☎059-224-2712<br>(受付時間)平日 9:00~17:00 |  |  |
|                 | 追加 休業要請延長協力金<br>県の休業要請延長に協力いただいた場合に<br>10万円を交付します。   | ・企業<br>・個人事業主                                  | <b>市役所商工労政課 ☎</b> 0596-63-9790<br>※申請受付は7月31日(金)まで(予定)  |  |  |
| 給付金<br>•<br>助成金 | 追加 ゴールデンウイーク来訪自粛協力金<br>市が行った来訪自粛要請の協力のため、対<br>象施設を4月29日~5月6日に自主休業など<br>いただいた場合に10万円を交付します。   | ・企業<br>・個人事業主                                  | <b>市役所商工労政課 ☎</b> 0596-63-9790<br>※申請受付は7月31日(金)まで(予定)  |  |  |
|                 | 追加 子育て世帯への臨時特別給付金<br>児童手当受給世帯に子ども1人につき1万<br>円を給付します。<br>※支給に当たり、公務員は申請が必要です。                 | ・個人  | 市役所子育で応援課 ☎ 0596-21-5561  |  |  |
| ·<br>支援金等       | <b>追加 児童扶養手当特別給付金</b><br>児童扶養手当の受給者(ひとり親家庭)に1<br>世帯につき3万円を支給します。                             | ・個人  | 市役所子育で応援課 ☎ 0596-21-5713  |  |  |
| 又抜並守            | 追加 就学援助制度の要件の緩和・拡充<br>経済的に困窮する小中学生がいる家庭に、<br>学用品費や給食費などの一部の援助につい<br>て、要件の緩和・拡充を行いました。        | ・個人  | 市教育委員会学校教育課 ☎ 0596-22-7879  |  |  |
|                 | 追加 奨学金の要件の緩和・拡充<br>経済的理由で就学困難な高校生・大学生な<br>どへの給付型の奨学金について、要件の緩和・<br>拡充を行いました。                 | ・個人  | <b>市教育委員会学校教育課 ☎</b> 0596-22-7879   |  |  |
|                 | <u>追加</u> 放課後児童クラブ早朝開所の経費<br>  支援・利用自粛による利用料補填   | ・児童クラブ運<br>営事業者                                | 市役所子育で応援課 ☎ 0596-21-5561  |  |  |
|                 | 追加 介護・障がいサービス事業所への<br>感染防止用品の購入補助<br>令和2年2月~7月の購入費が対象です。<br>(上限10万円)                         | ・介護・障がい<br>福祉サービス<br>事業所                       | 市役所介護保険課 ☎ 0596-21-5575<br>市役所障がい福祉課 ☎ 0596-21-5558   |  |  |
|                 | 追加 障がい者支援事業所臨時給付金<br>最低平均工賃支払い保障に対し、利用者 1<br>人につき月3,000円を支給します。<br>※対象期間は令和 2 年 4 月~ 9 月分です。 | ・就労継続支援<br>B型事業所                               | 市役所障がい福祉課 ☎ 0596-21-5558  |  |  |
|                 | 雇用調整助成金<br>一時的に休業、教育訓練または出向を行い、<br>労働者の雇用の維持を図った場合に休業手<br>当、賃金などの一部を助成するものです。                | ・企業<br>・個人事業主                                  | 三重労働局 助成金センター<br>☎ 059-213-9870<br>ハローワーク伊勢 ☎ 0596-27-8609  |  |  |
|                 | 住居確保給付金<br>離職・休業などで、経済的に困窮し、住居<br>を喪失・喪失するおそれのある人を対象に、<br>家賃相当分を支給するものです。                    | ・個人  | 伊勢市生活サポートセンターあゆみ<br>(八日市場町 福祉健康センター内)<br>☎ 0596-63-5224   |  |  |

| 種別               | 内 容   | 対 象   | 問い合わせ先   |  |  |
|------------------|---|---|--|--|--|
| 給付金・             | 小学校休業等対応助成金・支援金<br>小学校などの臨時休業などに伴い、労働者<br>に対し有給休暇を取得させた事業主や契約し<br>た仕事ができなくなった人を支援します。   | ・企業<br>・個人事業主<br>・委託を受けて<br>個人で仕事を<br>する人       | 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター<br>☎ 0120-60-3999   |  |  |
| 助成金<br>•<br>支援金等 | 働き方改革推進支援助成金<br>(「時間外労働等改善助成金」から名称変更)<br>感染症対策としてテレワークの新規導入や<br>特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業<br>主へ助成します。  | ・企業<br>・個人事業主                                   | (テレワークコース)<br><b>テレワーク相談センター ☎</b> 0120-91-6479<br>(職場意識改善特例コース<br>[特別休暇の規定整備等])<br><b>三重労働局 雇用環境・均等室</b><br>☎059-261-2978 |  |  |
|                  | 緊急小口資金等の特例貸付<br>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより生活資金でお悩みの人に向けた緊急小□資金等の特例貸付。   | ・個人   | 伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市生活サポートセンターあゆみ<br>☎ 0596-63-5224<br>東部支所 ☎ 0596-43-5551<br>西部支所 ☎ 0596-27-0509<br>北部支所 ☎ 0596-22-6617      |  |  |
|                  | 商工業者の経営や融資に関する相談<br>※伊勢商工会議所と伊勢小俣町商工会では、<br>会員以外の人でも相談できます。   | ・企業<br>・個人事業主                                   | 伊勢商工会議所<br>中小企業相談所<br>(受付時間)平日 9:00~17:00<br>伊勢小俣町商工会<br>(受付時間)平日 9:00~17:00<br>各金融機関                                      |  |  |
|                  | 日本政策金融公庫の融資に関すること   | ・企業<br>・個人事業主                                   | 日本政策金融公庫 ☎ 0596-24-5191 伊勢支店 (受付時間)平日 9:00~17:00   |  |  |
|                  | 三重県中小企業融資制度に関すること   | ・企業<br>・個人事業主                                   | 三重県雇用経済部<br>中小企業・サービス産業振興課<br>☎ 059-224-2447   |  |  |
| 貸付・融資            | セーフティネット保証制度等に<br>関すること<br>感染症に関する経営相談や資金繰り支援に<br>つながる保証制度などの案内や金融相談を受<br>け付けています。  | ・企業<br>・個人事業主                                   | <b>三重県信用保証協会</b> 企業支援部 ☎ 059-229-6014 経営支援総合窓口 ☎ 059-229-6070 (受付時間)平日・休日 9:00~17:00 ※休日は電話のみ対応(5月31日まで) ☎ 059-229-6021    |  |  |
|                  | 農林漁業セーフティネット資金等の<br>融資制度に関すること<br>国の農林漁業セーフティネット資金等の金<br>利負担軽減等特例的な融資制度について、そ<br>の相談窓□を設置しています。   | ・農林水産業を<br>営む企業およ<br>び個人事業主 <b>日本政策金融公庫 津支店</b> |  |  |  |
|                  | 福祉医療機構の融資に関すること<br>感染症の影響で、事業の継続に支障がある<br>事業者は、経営資金(福祉貸付事業)および長<br>期運転資金(医療貸付事業)の借り入れについ<br>て相談をすることができます。<br>※融資対象者は、融資対象施設を経営してい<br>る事業者です。 | ・社会福祉法人<br>・医療法人<br>・福祉施設等を<br>経営する法人           | 福祉医療機構 東京本部(福祉審査課)   |  |  |
| 相談受付             | 新型コロナウイルス感染症に関する相談<br>(一般的な相談)  | ・事業所<br>・個人 など<br>どなたでも                         | <b>厚生労働省</b>   |  |  |
|                  | 変更 新型コロナウイルス感染症の相談次の症状がある人はすぐに相談してください。 ● 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱などの強い症状のいずれかがある・は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | ・事業所<br>・個人 など<br>どなたでも                         | 帰国者・接触者相談センター(伊勢保健所)<br>☎0596-27-5137<br>(受付時間)9:00~21:00<br>(土・日曜日・祝日も実施)<br>※21:00~翌日9:00までは、救急医療情報センター(☎059-229-1199)へ。 |  |  |
|                  | 追加 人権侵害に関する相談<br>感染した人やその家族、医療関係者などへ<br>の不当な差別・偏見・いじめについての相談<br>をすることができます。   | ・個人   | 市役所人権政策課 ☎ 0596-21-5545<br>みんなの人権110番(法務省)<br>☎ 0570-003-110   |  |  |

※受付時間について、記載がない場合、原則平日(月~金曜日[祝日·振替休日を除く])·8:30~17:15 です。

| 種別                 | 内容   | 対 象                         | 問い合わせ先  |
|--------------------|--|-----------------------------|---|
|                    | 健康・医療に関する相談  |                             |   |
|                    | │ 心や体の健康などについて、医師・看護師・<br>│保健師などが相談に応じます。  | /m                          | 伊勢市健康医療ダイヤル24   |
|                    | ※ファクス(専用用紙)での相談もできます。  | ・個人                         | ☎ 0120-220-417<br>  (受付時間)年中無休・24時間体制                 |
|                    | 健康課(☎0596-27-2435 (FAX)0596-<br>21-0683)へ連絡してください。                                   |                             | (2130313) 1 1 ///// 2 // 231311 ///                   |
|                    | 法律相談   |                             | 市役所広報広聴課 ☎ 0596-21-5515                               |
|                    | 専門家に無料で相談することができます。<br>  事前の予約が必要です。   | ・個人                         | (相談日時)毎週月曜日(相談時間15分)<br>13:30~15:30                   |
|                    | 争削の アポルル安です。   |                             | 【農業者向け】農林水産部担い手支援課                                    |
|                    | 農林水産業に関する相談(三重県)<br>感染症により影響を受ける、またはそのお<br>それがある農林漁業者の経営安定や資金繰り<br>に関する相談窓□を設置しています。 | ・農林水産業を<br>営む企業およ<br>び個人事業主 | 担い手育成班 ☎ 059-224-2354<br>中央農業改良普及センター普及企画室            |
|                    |  |                             | (担い手課) ☎ 0598-42-6715                                 |
|                    |  |                             | 【林業者向け】農林水産部森林・林業経営課<br>林業経営班 ☎ 059-224-2563          |
| +ロ=火 巫 /-+         | に関する作政念口で改直しています。<br>  |                             | 【漁業者向け】農林水産部水産振興課                                     |
| 相談受付               | <br> 生活上の困りごと  |                             | 水産経営班 ☎ 059-224-2606 伊勢市生活サポートセンターあゆみ                 |
|                    | 生活や仕事のことでお困りの人の相談を行  | ・個人                         | (八日市場町 福祉健康センター内)                                     |
|                    | っています。<br>  フ いま   |                             | ☎ 0596-63-5224  |
|                    | <b>子どもと女性に関する相談</b><br>  0歳から18歳未満の子どもの子育てや児童  | / <del></del>               | <br>  市役所子育て応援課 こども家庭相談センター                           |
|                    | 虐待に関する相談、夫からの暴力などに関す   | ・個人                         | <b>☎</b> 0596-21-5709                                 |
|                    | る相談に応じます。<br>  <b>労働相談</b>   | · 企業 · 個人                   | <br>  三重労働局 雇用環境・均等室                                  |
|                    | 解雇・雇止め、休業などの相談です。  | ・個人事業主                      | ☎ 059-226-2110  |
|                    | <b>追加 新卒者内定取消等特別相談</b>   | ・学生(卒業後<br>3年以内の人           |   |
|                    | 内定の取り消し・入職時期の繰り下げ・就<br>  職活動に影響があった学生の相談を行ってい  | も含む)                        | みえ新卒応援ハローワーク  |
|                    | │ます。また、採用活動に支障が生じた、また<br>│はおそれがある事業主などが相談をすること                                       | ・企業<br>・個人事業主               | ☎ 059-229-9591  |
|                    | ができます。   | ・学校関係者                      |   |
|                    | 追加会計年度任用職員の緊急雇用  |                             | 市役所職員課 ☎0596-21-5505                                  |
| 職員雇用               | │ 失業・採用の内定を取り消された人などを<br>│対象に、30人程度を雇用します。   | 一・個人                        | ※募集は、ハローワークを通じて行います。                                  |
|                    | プラス に  |                             |   |
| 市営住宅の              | 感染症に起因する離職により、市内におい  | <br> ・個人                    | <br>  <b>市役所住宅政策課    ☎</b> 0596-21-5596               |
| 提供                 | │ て求職中の人を対象に、市営住宅の空き部屋<br>│ を最長1年間を期限に貸し出します。  |                             |   |
| セーフティネット           | セーフティネット保証等の認定申請   |                             |   |
| 保証等の               | セーフティネット保証4号・5号および危  | ・企業                         | <br>  <b>市役所商工労政課    ☎</b> 0596-21-5576               |
| 認定申請               | 機関連保証に関して、市で認定申請を受け付けけしています。   | ・個人事業主                      |   |
|                    | 追加 令和3年度分の固定資産税・   |                             |   |
|                    | 都市計画税の軽減   | ・中小企業・個人事業主                 | 市役所課税課 ☎ 0596-21-5532・5533                            |
|                    | ※収入の減少により税の納付が困難な場合。   | 10八字八工                      |   |
|                    | <mark>追加</mark> 自動車税・軽自動車税環境<br>  性能割の臨時的軽減の延長                                       | /m                          | <br>  三重県自動車税事務所 課税課                                  |
|                    | 税率を1%軽減する特例措置の適用期間を  | ・個人<br> ・企業                 | <b>☎</b> 059-223-5042                                 |
|                    | 延長します。<br>  ※令和3年3月31日までに取得のものが対象。   |                             | 市役所課税課  |
|                    | 変更 個人市・県民税、法人市・県民税の申告  |                             | 市役所課税課 ☎ 0596-21-5534                                 |
|                    | 感染症拡大の影響により申告することが困   難な場合は、申告書の提出が可能となった時   | ・個人<br> ・企業                 | 伊勢県税事務所 課税一課  |
| 14 の <b>ま</b> で、一体 | 点で申し出ることで、申告期限を延長します。  | 並未                          | <b>☎</b> 0596-27-5132                                 |
| 税の軽減等              | 変更所得税・法人税等の申告  |                             |   |
|                    | 感染症拡大の影響により期限内に申告する<br>  ことが困難な場合は、申告書の提出が可能と  | ・個人<br> ・企業                 | <b>伊勢税務署</b>  |
|                    | なった時点で申し出ることで、申告期限延長<br>の取り扱いをします。   | <u> </u>                    | ^口刧日尸木ri(   4 ] で送扒。<br> <br>                         |
|                    | び取り扱いをします。<br><b>追加 緊急経済対策における税制上の措置</b>   |                             |   |
|                    | ①青色欠損金の繰戻しによる還付制度  |                             | <br>  |
|                    | ②テレワークなど中小企業の設備投資税制<br>  ③住宅ローン控除の適用要件の弾力化   | ・個人                         | ① <b>~⑥伊勢税務署                                     </b> |
|                    | ④消費税の課税選択の変更に関する特例   | ・企業                         |   |
|                    | │ ⑤特別貸付に関する契約書の印紙税の非課税<br>│ ⑥文化・スポーツイベントの中止などに関す                                     |                             | ⑥市役所課税課   |
|                    | る寄附金控除   |                             |   |

※受付時間について、記載がない場合、原則平日(月~金曜日(祝日·振替休日を除く))·8:30~17:15 です。

| 種別           | 内容  | 対 象  | 問い合わり                                   | せ先                          |
|--------------|---|--|---|-----------------------------|
|              | 都市ガスの使用料の納付猶予<br>※一時的に料金のお支払いが困難な場合。  | ・個人  | 東邦ガス㈱                                   | <b>☎</b> 0120-030-940       |
|              | 電気料金の納付猶予<br>※一時的に料金のお支払いが困難な場合。  | ・個人  | 中部電力ミライズ㈱                               | <b>☎</b> 0120-985-325       |
|              | <b>放送受信料のこと</b><br>※受信料を納付することが難しい場合。   | ・個人  | 日本放送協会(NHK)                             | <b>☎</b> 059-229-3002       |
|              | 水道料金、下水道使用料の納付猶予<br>※一時的にお支払いが困難な場合。  | ・企業 ・個人<br>・個人事業主                                | 市役所料金課(二見総合支                            | 所)<br><b>☎</b> 0596-42-1501 |
|              | 下水道受益者負担金の納付猶予<br>※一時的に負担金のお支払いが困難な場合。  | ・企業 ・個人<br>・個人事業主                                | <b>市役所料金課</b> (二見総合支                    | 所)<br><b>☎</b> 0596-42-1503 |
|              | 追加 国民年金保険料の免除<br>※収入の減少により保険料の納付が困難な場合。   | ・個人  | 伊勢年金事務所 国民年金<br>※自動音声案内で「2」<br>市役所医療保険課 | <b>2</b> 0596-27-3601       |
|              | 国民健康保険料の納付猶予・減免<br>※収入の減少により保険料の納付が困難な場合。   | ・個人  | 市役所医療保険課                                | ☎ 0596-21-5550              |
| 料金等の         | 後期高齢者医療保険料の納付猶予・減免<br>※収入の減少により保険料の納付が困難な場合。                                      | ・個人  | 市役所医療保険課                                | ☎ 0596-21-5552              |
| (納付の先延ばし)    | 介護保険料の納付猶予・減免<br>※収入の減少により保険料の納付が困難な場合。   | ・個人  | 市役所介護保険課                                | ☎ 0596-21-5564              |
| <b>減免等</b>   | 市税の納付猶予<br>※一時的に市税の納付が困難な場合。  | 納税義務者<br>・企業 ・個人<br>・個人事業主                       | 市役所収納推進課                                | <b>☎</b> 0596-21-5536       |
| (減額または免除)    | <b>県税の納付猶予</b><br>※三重県ホームページからも「コロナ 県税」<br>で検索することができます。                          | 納税義務者<br>・企業 ・個人<br>・個人事業主                       | 伊勢県税事務所(納税課)                            | <b>☎</b> 0596-27-5124       |
|              | 国税の納付猶予   | 納税義務者<br>・企業 ・個人<br>・個人事業主                       | 伊勢税務署(徴収部門)                             | <b>☎</b> 0596-28-6423       |
|              | 市立伊勢総合病院 診療費の納付猶予<br>※診療費の当日納付が困難な場合。   | ・個人  | 市立伊勢総合病院 医療事                            | 務課<br>☎0596-23-5111         |
|              | 変更母子父子寡婦福祉資金の償還猶予   | ・一人親   | 市役所子育て応援課                               | <b>☎</b> 0596-21-5713       |
|              | 保育料(保育所(園)・認定こども園)の減免<br>※著しく収入が減少する場合。   | ・個人  | 市役所保育課〔保育所(園)                           | ・認定こども園)<br>☎0596-21-5579   |
|              | 市営住宅使用料等の納付猶予<br>※一時的に使用料等のお支払いが困難な場合。  | ・個人  | 市役所住宅政策課                                | <b>☎</b> 0596-21-5596       |
|              | 福祉医療機構の貸付金の返済猶予<br>※一時的に貸付金の返済が困難な場合。   | ・社会福祉法人<br>・医療法人<br>・福祉施設等を<br>経営する法人            | 福祉医療機構 東京本部(履                           | 顧客業務課)<br>☎ 03-3438-9939    |
| 廃棄物 (ごみ)     | 感染症に係る廃棄物処理<br>家庭などで感染者が使用した後のマスクな<br>どは、小袋に入れて封をし、指定ごみ袋に入<br>れて縛り、燃えるごみに出してください。 | ・個人  | 市役所清掃課                                  | <b>☎</b> 0596-37-1443       |
| 感染症<br>防止用品の | 追加 フェイスシールドの配布  | <ul><li>・聴覚障がい者を雇用する事業者</li><li>・手話通訳者</li></ul> | 障がい福祉課                                  | <b>☎</b> 0596-21-5558       |
| 配布           | 追加 妊婦用不織布マスク配布事業<br>不織布マスクを 1 人につき25枚を配布し<br>ます。                                  | ・妊婦  | 市役所健康課                                  | <b>☎</b> 0596-27-2435       |
| 子育て<br>支援等   | 放課後児童クラブ<br>授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与<br>え、児童の健全育成を図ります。                                | ・保護者が仕事<br>などで昼間不<br>在の小学生                       | 市役所子育て応援課                               | <b>☎</b> 0596-21-5561       |
|              | ファミリー・サポート・センター<br>子育てのお手伝いができる人を紹介し、一<br>時的にお子さんを預かる会員組織です。                      | ・個人  | 市役所子育て応援課                               | <b>☎</b> 0596-21-5561       |

※受付時間について、記載がない場合、原則平日(月~金曜日(祝日·振替休日を除く))·8:30~17:15 です。